

平成 27 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 27 年 3 月 10 日（火）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 27 年 3 月 10 日（火）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
11 番 風口 尚 12 番 小林 豊 13 番 小林 一則
欠席議員 10 番 川西 元行
12 番 小林 豊（午前 0 時 00 分から午後 2 時 12 分まで退場）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副町長 小林 一雄 教育長 山口 典郎
会計管理者 前田 浩三 総務課長 林 裕紀 税務住民課長 北岡 明
生活福祉課長 中村 元紀 上下水道課長 東 博明 産業振興課長 田間 宏紀
建設課長 中西 豊 教育事務局長 中西 元 病院老健事務局長 田村 優
農業委員会事務局長 農業振興室長 中世古憲司 総務課長補佐 見並 智俊 教育委員長 上村 直義
監査委員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 1 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 5 議案第 2 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 6 号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 10 議案第 7 号 玉城町行政組織条例の一部改正について

- 第 11 議案第 8 号 組織変更等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 9 号 町税条例の一部改正について
- 第 13 議案第 10 号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 第 14 議案第 11 号 玉城町介護保険条例の一部改正について
- 第 15 議案第 12 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 16 議案第 13 号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17 議案第 14 号 玉城町訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 15 号 玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第 16 号 町道の認定及び変更について
- 第 20 議案第 17 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 21 議案第 18 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 22 議案第 19 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 23 議案第 20 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 24 議案第 21 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 25 議案第 22 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 26 議案第 23 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 27 議案第 24 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 28 議案第 25 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 29 議案第 26 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 30 議案第 27 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 31 議案第 28 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 32 議案第 29 号 平成 27 年度玉城町一般会計予算
- 第 33 議案第 30 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第 34 議案第 31 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 35 議案第 32 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第 36 議案第 33 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 37 議案第 34 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第 38 議案第 35 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 39 議案第 36 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計予算
- 第 40 議案第 37 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計予算
- 第 41 議案第 38 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第 42 議案第 39 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計予算

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は12名で、定足数に達しております。

よって、平成27年第1回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

なお、本日の定例議会に10番川西元行議員からの会議規則第2条により欠席届が提出されておりますのでご報告をいたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成27年第1回玉城町議会定例会の開催に当たりまして、新年度予算案をはじめ、関係諸議案のご審議に先駆けまして、私の町政に対する基本的な考え方及び主要な施策の概要の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様になお一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

平成23年度にスタートいたしました第5次玉城町総合計画も5年目を迎え、平成27年度におきましては、社会状況の変化や計画の進捗状況に対応するため、後期基本計画を作成するとともに、引き続き「だれもが安心して、元気に暮らせるまち、ふるさと玉城」の実現に向け、住民福祉の向上と町の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、我が国におきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等によりまして、歳出が増加し、財政再建が課題となっているところでございます。平成26年12月には、衆議院解散に伴う総選挙により第2次安倍内閣が発足し、様々な経済対策が行われ景気は上向きつつありますが、まだまだ不透明な状況は続いています。そのような中で、国におきましては人口減少の克服や東京一極集中を是正し、地域の発展を目指すことなどを掲げた地方創生が本格的に動き出すこととなりました。

本町におきましても、玉城町人口ビジョン及び玉城町版の総合戦略を策定し、本町の地域特性を生かした地方創生に取り組んでまいります。また、このことを、着実に推進しつつ、社会環境の変化や新たな課題への迅速な対応、将来を見据えた政策立案機能を強化するため、「総合戦略課」の新設を行うなど組織改革にも取り組んでまいります。

平成27年は、玉城町が誕生してから60年を迎えます。この間、数々の苦難や危機を乗り越え、大きく発展した今日の玉城町の姿があります。これまで玉城町を築きあげられた先人の皆様に改めて感謝するとともに、今後とも町民一人ひとりがまちに愛着を持ち、誇りに思えるよう、町民の皆様と共に60周年をお祝いしたいと思っております。

4月の「桜まつり」は例年よりも拡大して実施いたします。5月には、これまで町政に貢献された方々の表彰を行う「60周年記念式典」及び香雪美術館の協力を得て「60周年記念特別展」を開催するなど、1年間を通じて町制施行60周年記念事業を実施してまいります。

また、4月からは、新しい教育委員会制度がスタートいたします。これまでと同様に

教育の政治的な中立や継続性、安定性を確保しつつ、教育行政の責任の明確化や重大事態発生時の迅速な対応など危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化を図るために総合教育会議を設置することとなります。総合教育会議では、教育行政の大綱の策定や教育条件の整備、緊急の場合に構すべき措置などについて協議、調整を行ってまいります。

平成27年度の主要施策について説明申し上げます。

まず、“絆づくり”に関しては、少子高齢化が進む中、思いやりの気持ちを大切にしながら高齢者の健康づくりや地域での見守り、子育て支援や青少年の健全育成など、地域でできる住民相互の支え合いや助け合いの活動を積極的に支援してまいります。また、地域に暮らす方々の親睦と結びつきを深めながら、安心して、安全な地域をつくるため、自治区と共に自治区加入促進に向け取り組んでまいります。

“健康づくり”に関しましては、乳幼児期のロタウィルス胃腸炎の重症化を予防し、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、新たにロタウィルスワクチン接種費用の助成してまいります。また、すべての町民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるよう、病気の早期発見や早期治療につながる取り組みを積極的に進めるとともに、健康しあわせ委員と連携し、一人ひとりが自主的に健康づくりを行えるよう支援して、町民の健康寿命を延ばしていきたいと考えています。

“活性化”に関しましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、玉城町商工会等により、プレミアム付き商品券を発行し、町内での消費喚起及び町内経済の活性化に繋げてまいります。また、町の史跡巡りツアーや物産市などを通して、熊野古道伊勢路の魅力発信事業などに取り組み、観光客誘致と町内商店街の活性化を図ってまいります。

“教育”に関しては、国際的なコミュニケーション力の基礎を養うため、外国人英語指導助手を活用した英語教育活動をはじめ、子ども達の学力向上と小中学校講堂等の吊り天井脱落対策工事を行うなど、教育施設の環境整備に取り組んでまいります。

“環境”に関しては、植樹など自治区の緑化活動への補助金制度を新たに設けております。また、下水道整備の推進、防犯灯のLED化、家庭用太陽光発電システム設置への補助などにも引き続き取り組んでまいります。

“危機管理”に関しては、災害時における非常電源の確保のため、役場庁舎への太陽光発電及び蓄電池の設置をはじめ、町防災計画の改訂、また、災害に強いまちづくりのため、自主防災組織のリーダー育成や組織活動への支援、備蓄食糧や防災資機材などに対する補助を引き続き行ってまいります。

以上が、平成27年度の私の町政推進に対する基本的な考え方及び主要な施策の内容であります。社会経済情勢をはじめ、町の行財政を取り巻く環境は厳しい中ではありますが、第5次総合計画に掲げる将来像の実現に向けて全力で取り組む所存であります。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、今後ともなお一層の御支援と御協力を

賜りますよう、改めてお願い申し上げます、平成27年度に臨む施政方針とさせていただきます。なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

- 議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
- 1番 中西 友子 さん 2番 北 守 君
- の2名を指名いたします。

会期の決定

- 議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。
- お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から3月23日まで14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月20日までの14日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

諸報告

- 議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。
- 報告第1号 監査委員から平成26年11月分、ないし平成27年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。以上で、諸報告を終わります。

次に 日程第4 議案第1号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

- 町長（辻村 修一）議案第1号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。
- 今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4955万円を追加し、歳入歳出予算総額を57億2355万円とするものであります。

国において、昨年12月27日に閣議決定されました「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づいた補正予算の成立を受け、地域における消費を喚起する事業及び地方創生に資する事業を追加するほか、青年就農者への給付金を平成27年度分より前倒しして給付するための補正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 小林 一雄

○副町長（小林 一雄）議案第1号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をおこないますが、議案の質疑につきましては 後刻、予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑は上程されました議案第1号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって上程されました議案第1号についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午前9時19分 休憩）

（予算決算常任委員会付託表を配付する。）

（午前9時20分 再開）

再開いたします。

お諮りいたします。

只今、質疑を終了いたしました議案第1号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第6号）につきましては、お手許に配付いたしました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に審査付託をいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって、議案第1号につきましては、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

只今、予算決算常任委員会に付託されました議案審査をお願いいたしたいと思いま

す。

日程について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長 田畑良和 君

○事務局長（田畑良和） 予算決算常任委員会審査の日程を報告いたします。

開会日は、本日3月10日となります。

午前9時35分から、場所は、第1委員会室で開会します。

定刻までご参集ください。

○議長（風口 尚）ただ今、事務局長の報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願いいたします。暫時休憩します。

（午前 9時21分 休憩）

（第1委員会室にて、予算決算常任委員会開会）

（午前9時35分～午前10時37分）

（午前10時50分 再開）

○議長（風口 尚）再開します。

只今、議題となっております議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

○予算決算常任委員会委員長（山本 静一）議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 平成26年度 玉城町一般会計補正予算（第6号）についての委員会審査を、本日、午前9時35分より、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに、関係職員の出席と議長同席のもと、11名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をいたします。

議案第1号 平成26年度 玉城町一般会計補正予算（第6号）の審査を行いました。

その結果 議案第1号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

お諮りいたします。

本議案に対する討論については、「議会運営に関する申し合わせ」により、「議案に対する本会議での討論は通告制とする」となっておりますが、本日採決まで行うことから、通告書提出に要する時間的余裕がないため、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

以上で討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第2号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、ないし日程第7 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第2号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が常勤の特別職となり、職務専念義務を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

次に、議案第3号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

前議案同様、法改正により教育長の勤務時間、その他の勤務条件について定めるため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明いたさせます。

次に、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前議案同様、法改正により関係条例の条文を整備するため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明いたさせます。

以上、条例制定3件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）議案第2号ないし議案第4号の補足説明をいたします。議案第2号の条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、改正前の教育長は、一般職の職員と同じサービスを条例で規定していましたが、今回の法改正で、改正後の教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することに規定されました。

これにより、特別職となりますが、改正法では、新教育長は常勤と規定し、職務専念義務が定められました、これに順次一般職員と同様に教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を新たに制定するものでございます。

議案第3号の条例の制定につきましては、前議案同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長が常勤の特別職と定められたため、一般職同様に教育長の勤務時間等に関する条例を新たに制定するものでございます。

議案第4号では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、関係条例の整備をするものでございます。第1条、委員会の委員等の報酬および、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、法改正により、教育委員長の職が廃止されたことに伴い、委員長の報酬規定を削除するものでございます。

第2条 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、法改正において、総合教育会議に設置に伴いこの協議を行うにあたり、必要があると認めるときは関係者または、学識経験を有するものから、意見を聞くことができると規定されました。今回の改正はその意見徴収者に支払う実費弁償を新たに追加したものでございます。第3条、玉城町特別職報酬等審議会条例の一部改正、ないし第4条、町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正につきましては、改正法で教育長は特別職となることに伴い、教育長を新たに加えるものでございます。

第5条、教育員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止につきましては、改正後において、新教育長は、教育公務員特例法の適用からはずれ、今回新たに条例を制定することから、この条例を廃止するものでございます。以上所管いたします議案の補足説明といたします。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第8、議案第5号、玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び日程第9、議案第6号、玉城町指定介護予防支

援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第5号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。『第3次地域主権一括法』」の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されました。本議案は、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められていた「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」を平成27年4月までに地方自治体が定める必要が生じたため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第6号、玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、前議案同様の理由から「指定介護予防支援事業の事業に関する人員及び運営等の基準」を平成27年4月までに地方自治体が定める必要が生じたため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

以上、条例制定2件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）議案第5号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

条例制定議案の17ページをご覧ください。第1条といたしまして、この条例につきましては、介護保険法の規定に基づいて、地域包括センターの人員等を定めるものでございます。

第2条につきましては、基本方針といたしまして、地域包括支援センターの職員は協働して、被保険者の心身の状況、その置かれている環境に応じた介護給付とのサービスの他、保健医療サービス、福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるようにしなければならないと定めてございます。

第3条におきましては人員に関する基準を定めておりまして、包括支援センター1箇所でございますので、保健師、社会福祉士、主任介護相談員をそれぞれひとりずつ置くような格好に規定しています。18ページにいきまして、第2項におきましては、玉城町の介護保険推進協議会が必要と認めた場合につきましては、別添のエリアに、区域にお

ける人数に応じた中で職員を少なくすることができるとしてございます。この条例については、27年4月1日から、施行するものとしてございます。

続きまして、議案第6号、玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、補足説明させていただきます。21ページをお願いします。第1条につきましては、趣旨を説明させていただいております。第2条につきましては、用語の定義、第3条につきましては、基本方針を。利用者が可能な限り、その居宅において、自立した生活が営むことのできるよう配慮することなどを定めてございます。第2章におきましては、指定介護予防支援事業者の指定ということで、事業者は法人であって、玉城町暴力団排除条例、第2条 第2項に規定する暴力団員であってはならないと定めてございます。第3章 人員に関する基準でございます。担当職員につきましては、事業所ごとにひとり以上の必要な職員を置かなければならないと定めてございます。第6条におきましては、管理者を事業所ごとに置くように定めてございます。第4章の運営に関する基準でございます。こちらにつきましては、内容及び、手続きの説明、同意を7条から定めてございます。25ページの方でサービスの提供の拒否の禁止、サービス提供混乱時の対応、受給者証等の確認等をそれぞれ定めてございます。ページ飛びまして、28ページお願いしたいと思います。第19条におきましては、管理者の責務、20条におきまして運営規定、22条におきましては、設備及び備品等について定めてございます。25条におきましては、秘密保持の原則を定めてございます。ページめくっていただきまして、30ページでございます。28条におきまして、苦情処理の対応の方法。31ページにまいりまして、事故発生時の対応。31条におきまして、記録の整備等を定めてございます。これにつきましては、国等の基準でいきますと、2年間の保存となっておりますけれども、過誤請求等のために必要ということの中で玉城町で5年間と定めてございます。32ページの第5章につきましては、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めてございます。32条以降、基本方針等それぞれの運営にかかります基準等を37ページまで定めてございます。37ページには介護予防支援の提供にあたっての留意点を定めてございます。

38ページ、第6章におきましては、指定介護予防支援と同様の基準を準用させるための準用規定35条で設けてございます。施行期間は平成27年4月1日からと定めてございます。以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第10 議案第7号 玉城町行政組織条例の一部改正について、及び日程第11 議案第8号 組織変更等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第7号 玉城町行政組織条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方創生実現に向け、国が市町村に求める方針の地方版総合戦略の策定に迅速かつ的確に対応し、政策目的を達成するため、総合戦略課を設置することから、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、補足は省略いたします。

次に、議案第8号 組織変更等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年4月1日施行予定の行政組織改編に伴い、事務分掌の改正を行うため、条例を制定しようとするものであります。

なお、補足は省略いたします。

以上、条例改正1件、制定1件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第12 議案第9号 町税条例の一部改正について、ないし日程第18 議案第15号 玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第9号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置いわゆる「わがまち特例」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

次に、議案第10号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、保育時間等を変更するため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第11号 玉城町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、並びに、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 12 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 13 号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されたため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 14 号 玉城町訪問看護事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、現在、条例で定めております事業の名称を、三重県の指導を受け、「訪問看護ステーション「たまき」」から「玉城町訪問看護ステーションたまき」に改めようとするものであります。

なお、補足は省略いたします。

次に、議案第 15 号 玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、現在、条例で定めております事業の名称を、三重県の指導を受け、「生活支援ステーション「たまき」」から「玉城町生活支援ステーションたまき」に改めようとするものであります。

なお、補足は省略いたします。

以上、条例改正 7 件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡明君

○**税務住民課長（北岡 明）** 議案第9号 町税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。改正の内容といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」に係る町税条例の一部を改正しようとするものでございます。議案補足資料 条例改正新旧対照表の6ページをご覧ください。

附則第10条の2見出し中、「附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第1項を同条第4項とし、現行の特例措置を見直し、延長した3項目の追加と、新たに新規の対象となりました2項目の追加でございます。

追加する規定は、固定資産税における償却資産の特例措置でございまして、公害防止及び災害防止施設や設備に係る固定資産税に係る課税標準の特例割合を地方団体が自主的に判断し、特例割合を国の参酌基準と同割合で規定するものでございます。

まず、現行の特例措置を見直し延長した3項目の追加ですが、新条例、附則第10条の2第1項は、水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定であり、法附則第15条第2項第1号に規定する6分の1以上2分の1以下の範囲内で町の条例で定める割合とし、国基準を参酌し3分の1といたします。

新条例、附則第10条の2第2項は、大気汚染防止法による指定物の排出制御施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定であり、法附則第15条第2項第2号に規定する3分の1以上3分の2以下の範囲内で町の条例で定める割合とし、国基準を参酌し2分の1といたします。

新条例、附則第10条の2第3項は、土壌汚染対策法による特定有害物質の排出制御施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定であり、法附則第15条第2項第3号に規定する3分の1以上3分の2以下の範囲内で町の条例で定める割合とし、国基準を参酌し2分の1といたします。

次に、新たに新規の対象となった2項目ですが、新条例、附則第10条の2第5項は、水防法による浸水防止用設備に対して講じる償却資産の特例措置であり、法附則第15条37項に規定する2分の1以上6分の5以下の範囲内で町の条例で定める割合とし、国基準を参酌し3分の2といたします。

新条例、附則第10条の2第6項は、フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律によるノンフロン製品に対して講じる償却資産の特例措置であり、法附則第15条38項に規定する3分の2以上6分の5以下の範囲内で町の条例で定める割合とし、国基準を参酌し4分の3といたします。

公害防止や災害防止などのために設置された施設または設備の固定資産の課税標準の特例割合を国の法律と条例の整合を図るため、関連する町税条例の所要の規定の整備を行う必要が生じたことから議案提出するものでございます。

以上で、町税条例の一部改正についての補足説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（風口 尚）** 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）議案第 10 号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書 55 ページをお願いしたいと思います。今回、子ども子育て支援法の施行に伴いまして、第 1 条で定めておりました目的の部分をご削除させていただきます。あと 2 条中におきましては、字句の訂正がさせていただきます。第 3 条、第 4 条につきましては保育の基準を定めておりましたが、この部分については子ども子育て支援法で定められている関係上、削除をさせていただいてさせていただきます。

あと、第 5 条中につきましては、以前は保育を委託ということにしていたんですが、法改正によりまして、保育を利用ということに改正されているものの他、字句の訂正を行ってさせていただきます。第 7 条第 1 項中の時間につきましては、大きく改正された内容でございます。以前は 8 時間を標準としておりましたが、国の方で 11 時間を標準として定められました。これに伴いまして、午前 8 時 30 分から、午後 4 時 30 分を定めておりましたものを午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分を標準時間とし、定めたものでございます。

第 6 条につきましては保育料の部分を追加してさせていただきます。保育料の基点につきましては規則で定めております。現行料金と大きな変更ないように改正させていただく予定でございます。

56 ページをお願いしたいと思います。放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部につきまして字句の修正を行わせてもらうものと法令等の条ずれの修正を行ったものでございます。詳細につきましては新旧対象表を後刻ご高覧いただきたいと思います。この条例につきましては 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第 11 号 玉城町介護保険条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。介護保険条例につきましては、現在第 6 期の介護保険計画の策定をしているところでございます。それに伴いまして、保険料の修正を行うものが主なものとなっております。以前は 6 段階、8 階層で定めておりましたものを今回 11 段階に変更し、基準額でございますけれども、以前は 6 万 3360 円、月額にしまして 5280 円としておりましたものを今回第 5 項に定めてさせていただきます。年額で 7 万 5120 円、月額にしますと 6260 円に変更しようとするものでございます。また、今回の階層につきましては、階層の変更を国の示した基準に対して、若干変更させていただいてさせていただきます。低所得者負担に対する配慮をいたしまして、高所得者の階層を 2 階層設けまして、少し多目の負担をお願いしようとするものでございます。次ページをお願いしたいと思います。60 ページにつきましては、経過措置をうたってさせていただきます。61 ページにうたっております介護予防、日常生活総合支援事業に関する経過措置でございます。これにつきましては 27 年 4 月以降、29 年までの間に早い時期にする必要がございます。それで玉城町といたしましては、介護予防日常生活総合支援事業につきましては、平成 27 年 10 月 1 日から行うもの

と定めてございます。なお、この条例は 27 年 4 月 1 日から施行するものとし、経過措置といたしまして、保険料は 27 年度分から適用し、26 年度以前の保険料については従前の例によるということに定めてございます。詳細につきましては、新旧対照表を後刻ご高覧いただきたいと思います。

続きまして、議案第 12 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

かなり長い条例になっておりますので、主だった点のみ、説明とさせていただきます。

条例の案文中でございます。複合型サービスを看護、小規模多機能型居宅介護に改めるものが多数出てまいります。また、第 6 条第 5 項中の他に施設等が併設される場合の部分、この部分に同一敷地内という部分が追加されました。次ページに 66 ページのほうで、第 78 条の 2 ということで事故発生時の対応の部分を追加してございます。それから、第 82 条の 6 項にそれぞれ定めておりましたんですけども、それを、表形式に定めさせていただいて、一覧表とさせていただいてございます。また、67 ページのほうの下段のほうでございますけども、登録定員につきまして 25 名と定めておりましたものを 29 名まで、利用定員につきまして、15 名までと定めておったものを 18 名までということで、それぞれ人員に応じた格好で増やすことができるというふうに定めてございます。

次、68 ページお願いします、113 条第 1 項中の 1 又は 2 ということで定めておりましたが、これが共同生活の居宅数でございます。この場合について用地等の確保が困難である場合については 3 個とすることができるとしてございます。その他、字句の修正、条ずれ等の改正を行ってございます。この条例につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものとしてございます。

続きまして、議案第 13 号、玉城町地域指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、及び運営並びに指定地域密着型予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

本条例につきましても、前条例と同様の内容で定められたものが主なものでございます。

第 4 項のただし書の部分ということで追加をさせていただいてございます。第 2 条に次に第 4 項といたしまして、前項のただし書きの追加ということでございます。併設型の指定介護予防認知症対応型介護事業所が夜間及び深夜に単独型、併設型、指定介護予防支援、介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合につきましては、事前に町長に届けでるものとしてございます。また、37 条の次に第 4 項といたしまして 1 項を追加させていただいております。これにつきましては、事故が発生した場合の必要な措置をとらなければならないということに定めてございます。次ページ 78 ページのほうを見ていただきますと先ほどと同様に施設等が併設されている場合、もしくは同

一敷地内に設置されている場合ということで定めてございます。79 ページのほうにつきましては先ほど同様に登録定員を 25 名から 29 名、利用定員は 15 名から 18 名にそれぞれ登録定員に応じて増やすことができるとしてございます。この条例につきましては、交付の日から施行すると定めてございます。以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。次に、日程第 19 議案第 16 号 町道の認定及び変更についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 16 号 町道の認定及び変更について、提案理由を申し上げます。今回の認定路線は、地元要望及び近い将来に宅地化が予想される箇所並びに町として道路管理上認定が必要な道路について、新規認定及び変更認定をするため、道路法第 8 条第 2 項並びに第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細は建設課長から説明いたさせます。

よろしくお願いたします。

○議長（風口 尚）建設課長 中西 豊君

○建設課長（中西 豊）議案第 16 号 町道の認定及び変更について、補足説明を申し上げます。今回の認定につきましては、地元要望によるもの、近い将来に宅地化が予想される箇所、町として道路管理上、認定が必要な道路について新規認定、変更認定をしようとするものであります。路線数につきましては、新規認定 8 路線、変更認定 1 路線でございます。新規認定の総延長は 1873.0 メートル、実延長で 1788.9 メートルとなり変更認定の総延長が 298.3 メートル、実延長が 226.8 メートルとなっています。別票に図面番号、路線番号、路線名および起終点を記載いたしております。また、別添の議案資料につきましては、各路線の位置図を添付させていただいております。併せてご高覧いただきますようお願いいたします。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 20 議案第 17 号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 17 号 定住自立圏形成協定の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成 25 年の神宮式年遷宮後も、継続して圏域の魅力を発信することが求められていることから、「生活機能の強化」の分野のうち、「商工業の振興」に係る取組を拡充するため、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、地方

自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略いたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 21 議案第 18 号 平成 26 年度 玉城町一般会計補正予算（第 7 号）ないし、日程第 31 議案第 28 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 18 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え各事業において精査を行ったもので、歳入歳出予算から 3700 万円を減額し、予算総額を 56 億 8655 万円とするものであります。

歳入の主なものといたしまして、まず、法人町民税では、当年度賦課額の実績から増額、固定資産税の土地及び償却資産では減額、家屋では増額をいたしております。

地方交付税では、国からの決定を受けて増額をいたしております。

国庫支出金では、臨時福祉及び子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金の精算による減額をいたしております。

なお、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、補助金が新設されております。

次に歳出の主なものにつきましては、総務費では、役場庁舎太陽光発電設備設置工事の設計監理費の減額、庁舎周辺及び駐車場の防犯灯設置工事費の新規計上、財政調整基金積立金の増額などをあげております。

民生費では、臨時福祉及び子育て世帯臨時特例給付金の精算による減額をいたしました。

衛生費では、伊勢広域環境組合負担金の減額、検診委託費では受診者数の増加により増額をいたしております。

農林水産費では、農地・水・環境保全向上対策事業地域協議会負担金の減額のほか、県営土地改良事業負担金等の補正を行っております。

商工費では、ふるさと応援寄附等の報償品と山村振興事業特別会計への繰出金の増額をいたしております。

土木費では、道路台帳等の更新事業委託費の減額、木造住宅の耐震診断及び耐震補強に係る経費を減額いたしております。

消防費では、伊勢市消防本部の新庁舎建設事業費、地域防災計画策定費の 26 年度契約分の精算により減額をいたしております。

教育費では、小中学校の施設修繕費及び備品購入費、城山等管理業務委託費を計上い

たしております。

なお、詳細は、副町長から説明いたさせます。

次に、議案第 19 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ 1484 万 9000 円を減額し、予算総額を 17 億 6250 万 5000 円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 20 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

平成 26 年度の補正予算につきましては、歳入歳出予算総額からそれぞれ 11 万 3000 円を減額し歳入歳出それぞれ 3070 万 4000 円といたしました。

その内容につきましては、歳出で電算システム使用料 9 万 7000 円、通信運搬費で 1 万 2000 円の減額によるものであります。

歳入につきましては、歳出の減額に伴い繰入金を減額するものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

議案第 21 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ 36 万 1000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5644 万 4000 円とするものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

次に、議案第 22 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ 61 万 4000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6713 万 4000 円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 23 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整す

るもので、歳入歳出それぞれ 163 万 1000 円を減額し、予算総額を 12 億 2207 万 5000 円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 24 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、広域連合の納付金の精算による減額が主なもので、歳入歳出それぞれ 116 万 6000 円を減額し、予算総額を 2 億 4129 万 1000 円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 25 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え事業実績をもとに精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもの及び新公会計制度の導入に伴う減価償却みなし償却分の適用見直しを行ったことによるもので、収益的収支において、収入で 4703 万 7000 円減の 6 億 5595 万 6000 円、支出で 7519 万 1000 円減の 7 億 7370 万 9000 円とするものであります。

また、資本的支出におきましては、建設改良費 234 万 7000 円を減額し、合計額を 3313 万円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第 26 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、給水量の減による業務予定量の補正と年度末の精査により予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で 23 万 4000 円増の 3 億 1512 万 9000 円、支出で 1318 万 8000 円減の 2 億 7282 万 6000 円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で 1997 万 3000 円減の 3972 万 1000 円、支出で 1361 万 5000 円減の 2 億 2713 万 9000 円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 27 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え事業実績をもとに精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもの及び新公会計制度の導入に伴う減価償却みなし償却分の適用見直しを行ったことによるもので、収益的収支において、収入で 1 億 733 万 8000 円減の 3 億 5949 万 4000 円、支出で 1 億 1250 万 9000 円減の 4 億 875 万 3000 円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第 28 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主なものとして排水量の増加に伴う業務予定量の補正と年度末の精査による収益的収支の収入で 806 万 7000 円増の 3 億 5815 万 7000 円、支出で 293 万 7000 円減の 4 億 6555 万 9000 円とするものです。

また、資本的収支においては、収入、支出で同額の 392 万 3000 円減で 6 億 7683 万 2000 円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (風口 尚) 副町長 小林一雄君

○副町長 (小林 一雄) それでは、議案第 18 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算 (第 7 号) について補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (風口 尚) 提案理由の説明の途中でありますけど、ここで昼食のため 1 時まで休憩いたします。

(午前 11 時 55 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

(12 番 小林 豊議員 退場)

○議長 (風口 尚) 再開いたします。休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長 (中村元紀) 所管いたします 3 議案について補足説明させていただきます。

まず、議案第 19 号 平成 26 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について補足説明させていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 23 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について、補足説明させていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 24 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について、補足説明をさせていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (風口 尚) 産業振興課長 田間宏紀 君

○産業振興課長 (田間宏紀) 産業振興課が所管いたします議案第 21 号 平成 26 年度玉城

町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明 君

○上下水道課長（東 博明）所管いたします3議案につきまして補足説明をいたします。
まず、議案第22号 平成26年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
について、補足説明をいたします。
（予算書朗読方々説明する）

次に、議案第26号 平成26年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、
補足説明をいたします。
（予算書朗読方々説明する）

次に、議案第28号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、
補足説明をいたします。
（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 田村 優 君

○病院老健事務局長（田村 優）それでは、所管いたします2議案の補足説明をさせて
いただきます。
議案第25号 平成26年度玉城町病院事業会計補正予算（第3号）について補足説明
を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第27号 平成26年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算
（第3号）について、補足説明を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第32 議案第29号 平成27年度 玉城町一般会計予算ないし、日程第42 議
案第39号 平成27年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第29号 平成27年度玉城町一般会計予算について、提案理由
を申し上げます。

平成 27 年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額を 54 億 3000 万円とし、前年度と比較いたしまして、金額で 5 億 8200 万円、率にして 12.0%増となっております。前年度は町長選挙のため、骨格予算となっておりますことが主な要因となっております。

本年度の財政状況につきましては、歳入面では地方消費税収入をはじめとする税収の増が見込まれるものの、歳出面では、医療費・介護給付費等の自然増に伴い増加している社会保障関係経費や下水道事業への繰出金の増加が見込まれるなど、厳しい情勢の中、持続可能な行財政運営を行うため、行政の事務事業の見直しを行い、経費削減に努めるなど、今後とも将来を見据えた上で「計画された事業の着実な推進」と「財政の健全化」とのバランスを取りながら進めてまいります。また、第 5 次総合計画前期基本計画の最終年であり、「だれもが安心して、元気に暮らせるまちづくり」「住民との協働のまちづくり」を一層推進してまいります。

なお、現在策定中の後期基本計画につきましては、前期基本計画の内容を踏襲しながらも、課題や問題点を検証し、町民のみなさんの意見を反映させながら、更なるまちの飛躍のため、計画策定に取り組んでまいりたいと存じます。

さらに、地方創生につきましては、人口ビジョン及び玉城町版の総合戦略を策定し、当町の地域特性を生かした地方創生に取り組んでまいります。

歳入の主なものから説明いたします。

町税全体では、法人町民税の伸びにより前年度と比較して金額で 3 千 47 万 3000 円、率にして 1.5%増の 20 億 3206 万 6000 円を計上いたしました。

地方消費税交付金では、26 年 4 月からの消費税率引上げの影響から 2 億 1000 万円を計上いたしております。

地方交付税は、前年度と同額を計上いたしました。

国庫支出金は、子ども・子育て支援新制度による補助金、役場庁舎の太陽光発電設備設置及び社会保障・税番号制度に係るシステム改修補助金の新規計上、障がい者福祉サービス、防災安全交付金などの増加により、国庫支出金全体で、前年度と比較して 1 億 1 千 209 万 3000 円の増額をいたしております。

県支出金では、役場庁舎の蓄電池設置、子ども・子育て支援新制度による補助金、知事及び県議会議員選挙費の新規計上、多面的機能支払交付金、統計調査費などの増加によりまして、県支出金全体で、前年度と比較して 9 千 294 万 2000 円の増額となっております。

寄附金では、昨今の状況を勘案して 5000 万円を計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金、町債管理基金の繰入金を予定しています。

繰越金では、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、歳出の主な事業及び新規のものにつきましてご説明いたします。

総務費では、町制 60 周年記念事業経費、一般職退職手当組合特別負担金、固定資産

台帳策定費、役場庁舎の太陽光発電設備及び蓄電池の設置工事費、社会保障・番号制度システム改修費、男女共同参画推進計画策定費、景観づくり活動助成金、知事・県議会議員及び町議会議員選挙に係る経費、国勢調査費などを新規に計上いたしております。

民生費では、防災対策として保育所窓ガラス等飛散防止工事費のほか施設修繕工事費、子ども・子育て支援新制度による給付費、放課後児童クラブ用備品購入費、保育所遊具及び給食用備品購入費などを新規に計上しています。

衛生費では、乳幼児に対するロタウイルス予防接種補助金を新規に計上いたしました。検診率を高め、健康寿命延伸に向けて、引き続き取り組んでまいります。

農林水産費では、昨年から名称と制度の見直しがありました多面的機能支払交付金、みえ森と緑の県民税市町交付金基金を活用した施設整備のための経費を新規に計上しています。

商工費では、ふるさと応援寄附のお礼の特産品代、熊野古道伊勢路魅力発信事業委託料、観光情報発信・誘客促進業務委託料などを計上いたしております。

土木費では、町道台帳等の更新経費、地元要望の道路補修工事費、道路橋定期点検委託費、道路舗装修繕設計費、町道道路改良工事費、外城田川除草委託費、木造住宅の耐震診断及び耐震補強に係る経費をそれぞれ計上しています。

消防費では、伊勢市消防本部への委託費のほか新庁舎建設事業費、地域防災計画策定費を計上しています。

教育費では、英語コミュニケーション力向上事業のためのALT派遣業務委託費、下外城田小学校のプール等修繕及び講堂の吊り天井脱落対策工事費、中学校講堂及び武道場の吊り天井脱落対策工事費、中学校の給食用備品購入費、子ども・子育て支援新制度による幼稚園に通園する児童への給付費、町制 60 周年記念特別展に係る経費、玄甲舎の保存、修理のための調査費、田丸城跡石垣修復に係る設計及び発掘調査経費などを計上しています。

なお、詳細は、副町長から説明いたさせます。

議案第 30 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 27 年度予算といたしましては、歳入歳出予算総額を 18 億 2 千 916 万 9000 円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、5.9%増となっています。

県の保険財政共同安定化事業の対象医療費が、1 円からとされたことにより、歳入歳出ともに共同事業にかかる交付金、及び拠出金が大きく増加しています。

保険給付費については、前年度当初予算と比較し 1.7%増の 10 億 4 千 890 万 4000 円と見込んでおります。

平成 27 年度も、総合検診、ガン検診の受診率の向上に努めるとともに、特定保健指導に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 31 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 27 年度予算といたしましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ 129 万円とし、前年度当初予算額と比較いたしまして 35 万 1000 円の減額となっております。

その内容につきましては、主なものといたしまして歳出で電算システム運用保守委託料 33 万 9000 円の減額によるものであります。

歳入につきましては、歳出の減額に伴い繰入金を減額するものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 32 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 27 年度予算といたしましては、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額を 5 千 415 万 2000 円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、2.5%増となっております。

引き続きアスパア玉城全体を集客交流振興施設、地域福祉施設としてご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細は、産業振興課長から説明いたさせます。

次に、議案第 33 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

農業集落排水事業は、計画の 3 地区すべてが供用開始しており、維持管理が主体の事業予算となっております。

平成 27 年度の予算といたしましては、歳入歳出予算それぞれ 7 千 28 万 8000 円とし、歳入で主に使用料、繰入金を見込み、歳出では、処理場の維持管理経費、償還金等を計上致しました。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 34 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 27 年度予算といたしましては、介護保険事業計画に基づき歳入歳出予算総額を 13 億 1 千 586 万 5000 円とし、前年度当初予算と比較いたしまして 12.8%増となり、介護サービスに必要な諸経費を計上しております。

第 6 期介護保険計画を策定し、新しい事業計画に基づき、地域での生活を支援する体制の充実を基本目標に地域の介護力づくりに積極的に取り組み、給付費の適正化に努めてま

いります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 35 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 27 年度予算といたしましては、歳入歳出予算総額を 2 億 4 千 611 万 6000 円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、2.4%増となり、後期高齢者医療広域連合納付金及びこれに関連する事務費等を計上しております。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 36 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

全国的に過疎化、中山間地域の地域医療崩壊、自治体病院の経営危機が叫ばれ、それらの地域における医師不足、地域間の医療格差が顕著化しており、財政基盤も決して強くない地域にあって自治体病院を運営することは非常に厳しい状況となっています。

そのような状況のもと、玉城病院は、保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携し、治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的・一体的に展開して、特に高齢化社会に対応した地域包括医療・ケアを実践しているところであります。

病院長の下、スタッフ一一体となり、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営に努めています。

平成 27 年度予定は、業務の予定量として、外来患者総数は、1 日 110 人、年間延べ 2 万 6730 人を予定し、また、入院患者数につきましては、昨年 5 月から一般病床を療養病床に変更して療養病床のみとし、年間延べ患者数を 1 万 7568 人、病床利用率 96%を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費としています。

収益的収支でございますが、事業収益 6 億 2987 万 7000 円、事業費用 7 億 1707 万 7000 円を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入で 1 千 812 万 8000 円を見込み、支出では、企業債元金償還金を主なものとして 3 千 742 万 3000 円を計上し、不足する額 1 千 929 万 5000 円は過年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第 37 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

水道は、日常生活や社会経済活動を支える重要な役割を果たしております。近年は生活様式の変化などにより水道に対する需用も変化してきており給水量が減少の傾向にありま

す。

こうした状況の中、下水道事業の管渠工事に伴う配水管移設工事を行うと共に、施設の適正な維持管理に努め、より安心より安全な飲料水の提供に努めて参りたいと存じます。

業務の予定量として、年間給水量 197 万 8000 立方メートルとしています。

平成 27 年度予算の収益的収支でございますが、事業収益 3 億 1290 万 4000 円、事業費用 2 億 7740 万 3000 円を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入 6 千 357 万 4000 円を見込み、支出では、3 億 223 万 1000 円を計上し、不足する額、2 億 3 千 865 万 7000 円は、繰越利益剰余金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 38 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業について、提案理由を申し上げます。

この事業におきましては、先の病院事業にて申しあげました地域包括医療ケアにおける介護・在宅サービス部門であり、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることが出来るよう取り組みを行い、住民の皆さんに必要とされる施設となるようサービスの向上と職員の研鑽を深め、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、平成 27 年度の予定は、業務の予定量として、短期を含む施設利用者を年間 1 万 8666 人、通所リハビリ利用者年間 5526 人、訪問看護利用者年間 3159 人、訪問介護利用者年間 5346 人、居宅介護支援利用者年間 2028 人を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定しています。

収益的収支でございますが、事業収益 3 億 6403 万 3000 円、事業費用 3 億 8689 万 7000 円を計上いたしました。

資本的収支の収入につきましては、1076 万 6000 円、支出は 2213 万 1000 円で、不足する額 1136 万 5000 円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第 39 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共水域の水質保全に必要な生活基盤の根幹を支える重要な施設であります。

年々、供用開始の区域が拡大され、平成 26 年度末の当町の下水道普及率は 77%を上回る見込みであります。

本年度はさらに未着手の区域の調査、実施設計を進めながら、主に茶屋、朝久田地区の管渠工事を着工したいと計画しております。

業務の予定量として、年間総排水量 88 万 5000 立方メートルとしています。

平成 27 年度予算の収益的収支でございますが、事業収益 3 億 7389 万 4000 円、事業費用 5 億 995 万円を計上いたしました。資本的収支につきましては、収入で 10 億 565 万 2000 円を見込み、支出では収入と同額の 10 億 565 万 2000 円を計上致しました。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明の途中ではありますが、ここで 10 分間の休憩をいたします。

（午後 1 時 50 分 休憩）

（午後 2 時 00 分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。
副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第 29 号 平成 27 年度玉城町一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）所管いたします 3 議案について補足説明させていただきます。まず、議案第 30 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、説明させていただきます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 34 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 35 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明させていただきます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）提案理由の説明の途中ではありますが、ここで 10 分間の休憩をいたします。

（午後 3 時 02 分 休憩）

（午後 3 時 12 分 再開）

（12 番 小林 豊議員 入場）

○議長（風口 尚）再開いたします。休憩前に引続き提案理由の説明を続けます。
産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間 宏紀）産業振興課が所管いたします、議案第 32 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明）所管をいたします 3 議案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第 33 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 37 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 39 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長（田村 優）それでは、所管いたします 2 議案の補足説明をさせていただきます。まず、議案第 36 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 38 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業につきまして、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて 本日の日程は、すべて終了いたしました。

明日 11 日は、午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会いたします。どうも、ご苦労さまでした。

（午後 3 時 54 分 散会）